

平成27年11月18日
健康増進課 感染症・新型インフルエンザ
対策推進担当 中島、大木
内線 1832、1836 直通 0952-25-7075
E-mail:kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

流行性耳下腺炎の流行発生「注意報」を発表します

佐賀県では、平成27年11月9日（月曜日）～11月15日（日曜日）の週（第46週）の感染症発生動向調査で、流行性耳下腺炎（いわゆるおたふく風邪）の定点医療機関当たりの患者報告数が3.04（患者報告数70人）となり、注意報の基準値である「3」を超えたことから流行発生注意報を発表します。

流行性耳下腺炎は年間を通して、患者の発生が見られていますが、今年は佐賀県の過去5年平均と比較して多い状況です。

（注）

○定点医療機関とは、感染症の発生状況を知るために一定の基準に従って県が各地区に定めた医療機関のことです。

○定点医療機関当たりの患者報告数とは、一週間に一か所の定点医療機関からどのくらいの受診者がいたかを表すもので、全患者報告数を定点医療機関数（23医療機関）で割った値となります。

1 個人の予防方法

効果的に予防する方法として、ワクチン接種がありますが、任意接種であるため、接種費用が自己負担となります。接種を希望される場合はかかりつけ医などに相談しましょう。

○こまめな手洗い、タオル等の共用はやめましょう。

○症状のある人との濃厚な接触は避けましょう。

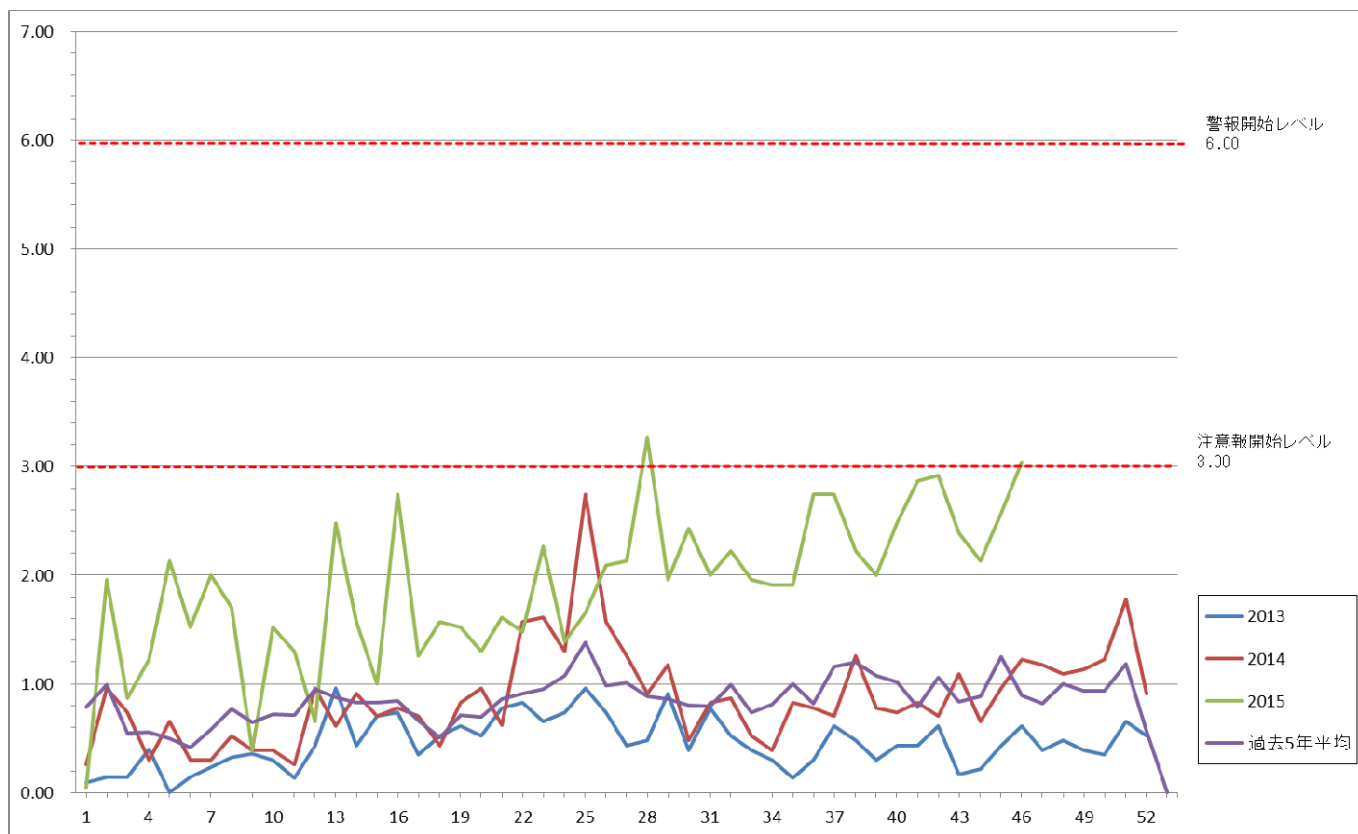
2 かかったかなと思われる場合

○咳が出る場合は、マスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。

○発熱、耳周辺の痛みや腫れ、嚙下痛などの症状が現れたら、早めに受診しましょう。

○嘔吐する、高熱が出る、発熱が2日以上続く、視線が合わない、呼びかけに答えない、呼吸が速くて息苦しそう、水分が取れずにおしっこがでない、ぐったりとしているなどの症状がみられた場合はすぐに医療機関を受診しましょう。

3 佐賀県における定点医療機関あたり患者報告数の推移



《感染症発生動向調査に基づく流行の注意報の基準》

佐賀県では、流行性耳下腺炎の流行レベルごとに県民に注意喚起を行っています。各流行レベルの基準は、1医療機関当たりの患者数が下表の基準を超えた場合です。

注意報レベルに達すると、今後4週間以内に警報レベルの大きな流行が発生する可能性がありますので注意が必要です。そこで、流行発生注意報の発表段階においては、流行が拡大している局面にあることを考慮した上で、次の内容を県民等に呼びかけています。

- ① 感染予防に関すること
- ② 感染拡大防止対策に関すること
- ③ り患した時の対応や重症化予防等に関すること
- ④ 自宅療養に関すること
- ⑤ その他の必要事項

〔基準〕 ※定点医療機関当たりの患者数

注意報	警報
3	6

※流行発生注意報の解除

流行発生警報の開始基準値に達した（警報を発表した）場合、または流行発生警報の開始基準に達しなかったときで定点報告数の県全体の平均値が流行発生注意報の基準値を下回った場合、自動的に解除されます。